

新型コロナウイルス感染症 対策事業応援補助金

— 市内小規模事業者の新たな取組みを応援します！ —

補助対象者 市内小規模事業者

※従業員数が「製造業・その他」20人以下、「商業・サービス業」5人以下の事業者
※市内に住民登録（令和2年5月1日現在）及び事業所を有する個人事業者、又は市内に本店を有する法人
※市税（国保税を含む。）を完納していること。

補助対象事業 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その対策として、新たに下記事業に取り組む場合は対象となります。

- ①感染防止対策事業
- ②市民の日常生活支援事業
- ③新商品開発や新サービスの提供など

補助対象期間 令和2年4月1日(水)～令和2年9月30日(水)

※既に支払済であっても、上記期間中に支払った経費であれば対象となります。
※実績報告の際、領収証等の提出が必要となります。

補助金額 **最大10万円**

※概算払い（前払い）を希望される場合は、補助金額の1/2まで請求できます。

補助率 **2/3**

補助対象経費 消耗品（弁当パック、ビニール袋ほか）、光熱水費（新事業に伴う燃料費、電気代、ガス代ほか）、チラシ・ポスター印刷費、広告費、委託料、通信運搬費、レンタル料、備品購入費など

※人件費、汎用性の高いパソコン、タブレット、プリンタ等の購入は対象外となります。

※備品購入費については、10万円を補助対象経費の上限といたします。

※他の補助金に申請した経費については、対象外となります。

▼詳しくは、下記までお問合せください▼

■ 補助対象事業例（こんな事業が対象となります）

- ・居酒屋の営業が困難となったので、新たに弁当販売を始め、チラシを作成したい
- ・収束後の来客を促進するため、前売りチケットを制作したい
- ・買い物支援サービスを始めるため、チラシを制作、新聞広告を掲載したい
- ・学習塾がオンライン授業を始めるため、WEBカメラを購入したい
- ・店頭での販売が困難となったため、通販サイトを作成したい

〈申込先・問合せ先〉

田辺市役所企画部 たなべ営業室

田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所3階

TEL0739-33-7714

E-mail:tanabe.eigyoku@city.tanabe.lg.jp

申請手続きについて

申請期間 **令和2年5月7日(木)～令和2年9月30日(水)**

※上記期間中に交付申請が必要となります。
※予算に限りがありますので、なるべく早めにご申請ください。



申請書の様式は、**田辺市ホームページからダウンロードいただけます。**

<http://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeeigyou/>

提出書類	備考
① 交付申請書	
② 事業計画書	現在の業務概要、新規事業の概要について記載いただけます。
③ 収支予算書	必要な経費をご記入いただけます。
④ 相手方登録口座振替払依頼申出書	既に市役所に登録している方は不要です。
⑤ 事業所の所在がわかる書類	事業所名及び所在地の記載がある書類（確定申告書控えや登記簿謄本など）

郵送、FAX、メールでの受付が可能です！（詳しくはお問合せください）

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地 **田辺市役所企画部 たなべ営業室**

FAX:0739-22-5310（田辺市役所代表）

E-mail:tanabe.eigyou@city.tanabe.lg.jp

申請事業については、PRの観点から、ホームページ等で情報公開させていただきます。

〈参考〉補助金支給までの流れ

